

府子本第 487 号  
平成 29 年 6 月 16 日

都道府県  
各 指定都市 認定こども園担当部局長 殿  
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）  
（公 印 省 略）

幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の  
事故の防止について（通知）

幼保連携型認定こども園におけるプール活動・水遊びを行う場合の事故発生  
の防止については、従来から通知等により適切な指導をお願いしているとも  
に、平成 28 年 3 月 31 日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び  
事故発生時の対応のためのガイドライン」において、プール活動・水遊び等の  
監視体制、救急事態への対応等、これらに関する十分な事前教育の実施や、日  
常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を示しているところ  
です。

つきましては、引き続き、幼保連携型認定こども園においてプール活動・水  
遊びを行う場合の事故の発生を防止するため、同ガイドラインにも記載されて  
いる下記の点に留意の上、管内の幼保連携型認定こども園及び市町村に対して  
安全管理及び事故防止の徹底を周知するようお願いいたします。

また、その際、スポーツ庁から発出されている「水泳等の事故防止について」  
（平成 29 年 4 月 28 日付け）（別添 1）、厚生労働省保育課から発出されている「保  
育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う  
場合の事故の防止について」（平成 29 年 6 月 16 日付け）（別添 2）の通知も参  
考にいただき、貴職において、認定こども園に対する周知をより一層徹底  
していただきますようお願い申し上げます。

## 記

1 プール活動・水遊びを行う場合は、適切な監視・指導體制の確保と緊急時への備えとして次のことを行うよう幼保連携型認定こども園に対して周知徹底を図られたい。また、既にこれらの取組を行っている幼保連携型認定こども園に対しては、再度、周知徹底を図られたい。

(1) プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。

(2) 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行うこと。

○プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント

- ・ 監視者は監視に専念する。
- ・ 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・ 規則的に視線を動かしながら監視する。
- ・ 十分な監視体制が確保できない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・ 時間的余裕をもってプール活動を行う。 等

(3) 施設・事業者は、全ての職員等に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について、関係機関と連携した実践的な教育・研修の場を設けること。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行うこと。

2 幼保連携型認定こども園への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、園児の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、幼保連携型認定こども園における自発的な安全への取組を促すこと。